

## 競争的資金等に係る研究活動の不正行為防止等に関する規程

制定 令和 4年4月1日

### (目的)

第1条 本規程は、株式会社インターネットイニシアティブ（技術研究所）（以下「当研究所」という。）の競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応に関する取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 研究活動

当研究所において、政府機関又はそれらの政府機関が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等により行われている全ての研究活動をいう。

#### (2) 研究者

当研究所において、(1)の研究活動を行っている全ての者をいう。

#### (3) 不正行為

第6条第1項に定める「特定不正行為」及び第2項に定める不適切な行為をいう。

#### (4) 配分機関

競争的資金等を配分する機関（政府機関又はそれらの政府機関が所管する独立行政法人）

### (責務)

第3条 最高管理責任者は、当研究所における不正行為の防止等に関して総括するとともに、当社における不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置を講じる。

2 研究者は、科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行しなければならない。

### (研究倫理教育責任者)

第4条 当研究所に、公正な研究活動について実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、研究活動に関わる全ての研究者及び研究支援人材を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

### (データの保存及び開示)

第5条 研究活動に関わる研究者は、その研究データを一定期間保存し、適切に管理しなければならない。

2 研究者に不正行為の疑惑が生じ、調査がなされる場合は、必要に応じ保存する当該研究データを開示するものとする。

(特定不正行為)

第6条 研究活動の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為（以下、「特定不正行為」という。）をいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

2 研究者は、一般的に不正な行為と解されている以下の不適切な行為を行ってはならない。

(1) 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為

(2) 不適切なオーサーシップ

著者としての資格がない者を著者として含める行為、及び著者としての資格を有する者を除外する行為

(告発窓口)

第7条 当研究所内外から不正行為に関する告発及び相談を受け付ける窓口（以下、「告発窓口」という。）を設置する。

2 不正行為に関する告発等を受けた場合、窓口の担当者は、迅速かつ確実に最高管理責任者へ報告をする。

3 告発は、告発窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談で受け付けるものとする。

4 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

5 告発窓口の連絡先等は、当研究所ホームページにて公開する。

(秘密保護義務)

第8条 告発者、被告発者、告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで関係者の秘密保持の徹底を図るものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第9条 会社は、告発者に対し、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 会社は、被告発者に対し、相当な理由なしに、単に告発をされたことを理由に、研究活動の部分的又は全面的な禁止、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第10条 当研究所は、告発を受け付けた後速やかに、調査委員会を設置し、告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を実施する。

2 調査委員会は、予備調査を速やかに実施し、告発等の受付から30日以内に調査結果を最高管理責任者へ報告するものとする。

(本調査)

第11条 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行うことを決定した日から30日以内に本調査を実施する。

2 本調査に当たっては、調査委員会の委員の半数以上は、外部有識者で構成し、全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

3 当該事案に係る配分機関又は／及び政府機関に対し、本調査を行う旨の報告をしなければならない。

(調査の通知)

第12条 本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うこと並びに調査委員会の委員の構成等について通知し、調査への協力を求めるとともに、告発者及び被告発者などの関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

2 告発者及び被告発者は、本調査の調査委員会の構成について異議がある場合は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

3 異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(認定)

第13条 調査委員会は、本調査開始日より150日以内に不正行為に該当するかどうかについての認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者の説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認の諸証拠を総合的に判断し、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。

3 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。本来存在するべき

基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合も同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 14 条 当研究所は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。

2 当研究所は、その事案に係る配分機関又は／及び政府機関に当該調査結果を報告する。

3 悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 15 条 特定不正行為と認定された被告発者は、調査結果に対して不服がある場合は、通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

2 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。

3 不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

4 被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合は、告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関又は／及び政府機関に報告をする。

5 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

6 不服申立ての却下や再調査開始の決定をした場合は、その事案に係る配分機関又は／及び政府機関に報告をする。

7 当研究所は、報告を受けた再調査の結果を速やかに被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関又は／及び政府機関に報告をする。

(調査結果の公表)

第 16 条 当研究所は、特定不正行為が行われたと認定された場合であって、その重要性から必要と考えられるときは、速やかに調査結果を公表する。

2 公表する調査結果の内容（項目等）は、当研究所の定めるところによる。

3 当研究所は、特定不正行為がなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。但し、悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表する。

(是正措置)

第 17 条 本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置をとるものとする。

2 最高管理責任者は、是正措置等の内容をその事案に係る配分機関又は／及び政府機関に報告をする。

(他部門による対応)

第18条 会社は、必要と認める時は、第7条から前条までに定める措置について、当研究所に所属する者以外の役職員を指名して、これに当たらせることができるものとする。この場合において、当研究所の所属員は、当該指名された役職員の指示に従うものとする。